

杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月13日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第49号

杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「あらかじめ特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して」を削り、同条第4項第1号中「人事委員会」を「特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の規定は、令和8年4月1日から適用する。